

番号	Q	A
	<b>【事業実施主体】</b>	
1	実施要領第4事業実施主体の中の「茨城県内に所在する」について「所在する」をどうとらえるのか。何をもち「所在する」と確認するのか。	「所在する」とは、実施要領第4事業実施主体の1～4の要件のいずれかに該当していることを県内の市町村で確認できる、ことです。そのうえで、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者であれば本事業に応募いただけます。
	<b>【補助対象経費】</b>	
2	本事業で補助対象となる生分解性マルチはどのようなものか。	日本バイオプラスチック協会（JBPA）が運営する生分解性プラ識別表示制度において、安全性・生分解性に係る基準を達成している製品（登録番号が付与されている製品）を原則とします。
3	同一ほ場で年に複数回の作付を行う場合の補助対象の考え方は。	原則、同一ほ場において1作目の作付に必要な分量を補助対象とします。なお、公募に応募いただく際には、見積書等に記載の購入（予定）本数が、補助対象本数と同じかそれ以上であることを確認してください。
4	すでに生分解性マルチを導入している場合の補助対象の考え方は。	取組拡大分（導入面積の拡大分）のみを対象とします。なお、令和5年度に本事業を活用した場合には、その際に設定した目標値からの取組拡大分が対象となります。また、補助対象となる生分解性マルチの利用量と見積書等に記載の購入本数との整合が取れていることを確認してください。
5	事業の着手及び完了の考え方は。	事業の着手は、支援対象者が資材販売店等に生分解性マルチの発注・注文を行うことです。また、事業の完了は、支援対象者に生分解性マルチが納品されることです。
6	対象となる生分解性マルチの発注・納品時期は。	支援対象者が令和6年4月1日以降に発注し、かつ、令和7年2月28日までに支援対象者に納品されるものを対象とします。
7	対象となる生分解マルチの使用場所は。	対象となる生分解マルチは、茨城県内のほ場において使用する分量とします。
8	本事業を活用して導入した生分解性マルチは、いつまでに使用すれば良いか。	本事業の実施状況報告（省力効果等の事業成果の報告）期限を令和7年12月10日としていますので、その前に収穫を終了し、省力効果等を報告できる作物・作型で使用してください。
9	他事業との併用は可能か。	生分解性マルチの購入費等に係る他事業の補助対象分は、本事業の対象外とします。
10	計画書に記載する生分解性マルチの導入量や導入面積（取組拡大分）の記載について	計画書に記載する生分解性マルチの導入量や導入面積（取組拡大分）を記載する際には、様式の注意書きにあるとおり、けた数にご留意ください。 ・導入量（②）：小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記入 ・導入面積（取組拡大分）（③）：小数第3位を切り捨て、小数第2位まで記入

【申請先・申請書類】		
11	申請先はどこか。	省力化・グリーン化同時実現型資材活用推進事業補助金 申請受付センターに直接、郵送又は電子申請システムにより申請してください。 〒310-0026 茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル1階 電話：029-224-6332 URL：https://va.apollon.nta.co.jp/r6_shoryoku-green_ibaraki/
12	経営面積が分かる耕作証明書等の写しはどこで発行できるのか。	市町村の農政主管課で発行できます。なお、提出いただいた耕作証明書等の写しは、購入する生分解マルチの分量の妥当性の確認に使用いたします。
13	支援対象農業者であることの証明書等とは。	農業経営基盤強化促進法に基づく認定を受けている方（支援対象のうち、認定農業者・認定新規就農者に該当する方）は、その認定証（の写し）をご提出ください。 また、市町村基本構想水準到達者に該当する方は、各市町村で設定する農業所得に係る水準を超えていることが分かる決算書の写しをご提出ください。 なお、上記以外の方は、その根拠資料（の写し）をご提出ください。
14	導入する生分解性マルチの製品名及び規格が確認できる見積書等に記載すべき事項は。	見積書等には、生分解マルチの製品名及び規格に加えて、登録番号及び発注済みの場合発注日を記載してください。この際、手書きで記載いただいて構いませんが、生分解性マルチ購入予定先等の確認印を捺印してもらいをお願いします。
15	電話で注文する場合、見積書や注文書がない。この場合、計画書の提出にあたり、必要事項を記載した納品書でも代用可能か。	生分解マルチの製品名及び規格に加えて、登録番号及び発注日を記載した納品書であれば代用可能です。この際、手書きで記載いただいて構いませんが、生分解性マルチ購入先等の確認印を捺印してもらいをお願いします。
16	成果目標に関連し、生分解マルチの導入面積の現状値を証明する書類は必要か。	現状値の証明書は必要ありません。ただし、虚偽の申請を行った場合、補助金交付決定の取り消し又は補助金の返還を求めることがありますので、よく確認のうえ、申請してください。
17	計画書を提出すれば、補助金が交付されるのか。	計画書を提出いただいた後、県で審査を行い、実施要領の要件に適合すると認められた場合には、予算の範囲内において、計画の承認を行います。その後、交付申請書や実績報告書の提出・審査を経て、適切と認められる場合に補助金が交付されます。それぞれの段階での必要な書類やその作成方法等について、申請受付センターのホームページ等でお知らせいたしますので、ご確認ください。